

臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱いに関するご意見の募集について

臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱いについて、別添のとおりご意見の募集を行います。

記

1 ご意見受付期間

平成16年11月2日（火）～平成16年12月2日（木）

2 提出先

- ・ 電子メールの場合

ishoku@mhlw.go.jp

電子メールの場合、一太郎（バージョン11及びこれ以前のバージョン）、ワード（2000年版及びこれ以前のバージョン）、又はテキスト形式のいずれかにより、提出願います。

- ・ FAXの場合

FAX番号：03-3593-6223

- ・ 郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省 健康局 疾病対策課 臓器移植対策室

臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱いに関するご意見募集担当宛

臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱いに関する ご意見の募集について

- 厚生労働省及び(社)日本臓器移植ネットワークでは、「臓器の移植に関する法律」において脳死下臓器提供の要件とされている、臓器の提供に関する書面による意思表示に用いることができるよう、臓器提供意思表示カード（以下「カード」という。）を作成し、広く頒布しています。
- 「臓器の移植に関する法律」施行日（平成9年10月16日）以降、これまでに、（社）日本臓器移植ネットワークに寄せられたカードに関する情報提供事例のうち、カードの記載内容に不備があった事例が多く発生しています。
カードの記載不備事例の取扱いについて、本年5月6日に開かれた厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会（以下「臓器移植委員会」という。）における議論に基づき、本年10月14日、臓器提供意思表示カードに関する作業班（以下「作業班」という。）において法律家による検討が行われました（別紙3参照）。翌15日、作業班における検討結果を基に臓器移植委員会において議論が行われ、これまでの議論を踏まえ、厚生労働省では、別添のような今後の取扱い（案）を作成しました。
- つきましては、今後の検討の参考とするため、別添の「臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱いについて（案）」について、広くご意見を募集します。
- ご意見の受付期間は、平成16年11月2日（火）から平成16年12月2日（木）までとし、ご意見の提出については、電子メール、FAX又は郵送にて受け付けることとします。ご意見の提出、記載方法等は、下記【ご意見の提出要領】のとおりです。
- いただいたご意見を有効に活用させていただく観点から、ご意見の提出に当たっては、できる限り、ご意見を提出する事項やその理由を具体的に記載してください。
- お寄せいただいたご意見は、原則としてそのすべてについて、資料として次回の臓器移植委員会において配布し、公開することとなります。
- なおご意見に対する個別の回答はいたしかねますのでご了承ください。

【ご意見の提出要領】

(1) ご意見の提出方法

下記のご意見提出様式にしたがってご意見をまとめ、電子メール、FAX又は郵送にて提出してください（電話によるご意見の提出はご遠慮ください）。

(2) ご意見の受付期間及び提出先

① 受付期間 平成16年11月2日（火）より平成16年12月2日（木）（必着）

② 提出先

- ・ 電子メールの場合

ishoku@mhlw.go.jp

※ 電子メールの場合、一太郎（バージョン11及びこれ以前のバージョン）、ワード（2000年版及びこれ以前のバージョン）、又はテキスト形式のいずれかにより、提出願います。

- ・ FAXの場合

FAX番号：03-3593-6223

- ・ 郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省 健康局 疾病対策課 臓器移植対策室

臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱いに関するご意見募集担当宛

※電話によるご意見はお受けできかねますので、あらかじめご了承下さい。

(3) ご意見の提出様式

臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱いに関する意見

1 年齢：（「〇歳代」でも結構です。）

2 性別：

3 職業：

4 氏名：

5 所属団体：（特にない場合は「なし」で結構です。）

6 上記4及び5の匿名化の希望：（匿名化を希望しない場合には「希望しない」と記載して下さい（特に指定がない場合には匿名とします）。）

7 連絡先の住所、電話番号又は電子メールアドレス

○ 御意見

臓器提供意思表示カードの記載不備事例の取扱いについて(案)

1 はじめに

平成9年10月16日の「臓器の移植に関する法律」(平成9年法律第104号。以下「臓器移植法」という。)施行以降本年6月末までに、(社)日本臓器移植ネットワークに臓器提供意思表示カード(以下「カード」という。)を所持していたと情報提供された820件のうち、記載内容に不備があった事例は105件(12.8%)となっている。

これまで、カードの記載内容に不備があった事例は、臓器を提供する意思又は脳死判定に従う意思表示が明確でない等の理由から、法律の要件を満たしていないものとして取り扱ってきている。そのため、確かにカードを携帯しており、本人が生前に臓器を提供したいという意思を持っていたと家族等が証言しているにもかかわらず、カードの記載事項の一部に不備があることにより、本人の書面による意思表示とは認められなかつた事例も存在する。

こうしたことから、今般、臓器移植法の趣旨等を踏まえ、これまでの記載不備事例の取扱いを見直すこととした。

2 臓器移植法の解釈とその運用

- ・ 臓器移植法においては、基本的理念として、臓器提供に関する意思は尊重されなければならない、臓器の提供は任意にされたものでなければならぬと規定しており(臓器移植法第2条第1項及び第2項)、臓器の摘出については、本人が生存中に臓器を提供する意思及び脳死判定に従う意思を書面により表示していることを要件としている(同法第6条第1項及び第3項)。
- ・ これらの意思を表示する書面については、本人が独自に作成することは可能であるが、実際にはそれを作成することは困難なことから、厚生労働省及び(社)日本臓器移植ネットワークにより、カード(又は臓器提供意

思表示シール）を作成し、頒布している。

- この「書面」とは、法的には、本人の「臓器を提供する意思」だけではなく、「脳死判定に従う意思」の有無が確認できるものでなければならず、また、本人の署名が記載されていなければならない。さらに、実務を行っていく上で必要なことから、提供したい臓器の種類及び署名年月日の記載を必要としている。

(別紙1 (参照条文) 参照)

3 新しい取扱いについて（案）

現行のカード様式に係るカードの記載不備事例のこれまでの取扱いを見直し、臓器移植法の趣旨等に基づき、カードの記載事項の一部に不備があつても、当該カードのその他の記載内容等から、本人の署名があり、かつ、本人の「臓器を提供する意思」及び「脳死判定に従う意思」が確認できるものについては、法の求めている書面による意思表示が存在するものとして取り扱うこととする。また、本人の意思を正確に確認するため、カードの記載とあわせて、家族の陳述など他の資料も考慮する。

具体的な取扱いについては、次のとおりである。

(1) カードの番号の記載に不備がある事例

- カードの番号1に○がなく、提供したい臓器が○で囲まれている場合については、提供したい臓器を○で囲んでいること等から、脳死判定に従い、脳死後に臓器を提供するという前提のもとで、提供したい臓器が明確に示されていると考えられることから、脳死判定に従う意思及び臓器提供を行う意思は表示されていると判断する。

(別紙2 (1) ①)

- カードの番号1に○がなく、提供したい臓器も○で囲まれていないが、番号1の「その他」の括弧内に「全部」又は「全臓器提供」と記

載されている場合については、番号 1 に○はなく、提供したい臓器も○で囲まれていないが、番号 1 の「その他」の括弧内に「全部」又は「全臓器提供」と記載されていること等から、脳死判定に従う意思及び臓器提供を行う意思は表示されていると判断する。

(別紙 2 (1) ②)

③ カードの番号 1 に○があり、提供したい臓器が○で囲まれている場合であって、カードの番号 3 に○と×の両方を記載していた場合については、番号 1 に○があり、提供したい臓器が明確に表示されていること等から、番号 3 に○と×の両方が記載されていることについては、「番号 3 に○を付けたものの間違いに気づき×を付けた」と考えることが社会通念に照らして適當であり、脳死判定に従う意思及び臓器を提供する意思が表示されていると判断する。

(別紙 2 (1) ③)

(2) 提供したい臓器の記載に不備がある事例

① カードの番号 1 に○があり、提供したい臓器が○で囲まれていない場合については、脳死判定に従う意思及び臓器を提供する意思は明確に表示されており、提供したい臓器の種類は、番号 1 に○を付けていること等から、当該欄に記載されている臓器（心臓、肺、肝臓、腎臓、膵臓、小腸、眼球）と判断する。

(別紙 2 (2) ①)

(3) 本人署名の記載に不備がある事例

① 本人署名がない場合については、本人の意思表示であることが確認できないことから、従来通り、有効な書面ではないものとする。

(別紙 2 (3) ①)

② カードの本人署名と家族署名の記載欄を書き間違え、逆に記載した場合については、一律に書面の有効性が確認できないと判断せず、署名した家族を含め他者の証言により本人の意思表示であることが明らかな場合には書面の有効性が確認できるものとして取り扱う。

(別紙2 (3) ②)

(4) 署名年月日の記載に不備がある事例

① 署名年月日に不備がある場合及び署名年月日の記載がない場合については、カードの発行日以降にカードの記載が行われたことは自明であるので、一律に無効とするのではなく、カードの発行日以降に記載されたものとして取り扱う。また、本人が、法律施行日前の日付が記載されたカードを法律施行日以降も所持していることから、法律施行日以降も当該カードの記載内容の意思を有していたとして取り扱う。

(別紙2 (4) ①)

○臓器の移植に関する法律（平成9年法律第109号）（抄）

（基本的理念）

第2条 死亡した者が生存中に有していた自己の臓器の移植術に使用されるための提供に関する意思は、尊重されなければならない。

2 移植術に使用されるための臓器の提供は、任意にされたものでなければならない。

（第3項及び第4項 略）

（臓器の摘出）

第6条 医師は、死亡した者が生存中に臓器を移植術に使用されるために提供する意思を書面により表示している場合であって、その旨の告知を受けた遺族が当該臓器の摘出を拒まないとき又は遺族がないときは、この法律に基づき、移植術に使用されるための臓器を、死体（脳死した者の身体を含む。以下同じ。）から摘出することができる。

（第2項 略）

3 臓器の摘出に係る前項の判定は、当該者が第1項に規定する意思の表示に併せて前項による判定に従う意思を書面により表示している場合であって、その旨の告知を受けたその者の家族が当該判定を拒まないとき又は家族がないときに限り、行うことができる。

（第4～6項 略）

(1) カードの番号の記載に不備がある事例

① カードの番号1に○がなく、提供したい臓器が○で囲まれている場合

↓ 〈該当する1.2.3.の番号を○で囲んだ上で
提供したい臓器を○で囲んで下さい〉

1. 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
(×をつけた臓器は提供しません)

心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球・その他()

2. 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
(×をつけた臓器は提供しません)

腎臓・脾臓・眼球・その他()

3. 私は、臓器を提供しません。

署名年月日: 2004年 / 月 / 日

本人署名(自筆): 移植 太郎

家族署名(自筆): _____

(可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認の為に署名して下さい。)

② カードの番号1に○がなく、提供したい臓器も○で囲まれていないが、番号1の「その他」の括弧内に「全部」又は「全臓器提供」と記載されている場合

↓ 〈該当する1.2.3.の番号を○で囲んだ上で
提供したい臓器を○で囲んで下さい〉

1. 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
(×をつけた臓器は提供しません)

心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球・その他(全部)

2. 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
(×をつけた臓器は提供しません)

腎臓・脾臓・眼球・その他()

3. 私は、臓器を提供しません。

署名年月日: 2004年 / 月 / 日

本人署名(自筆): 移植 太郎

家族署名(自筆): _____

(可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認の為に署名して下さい。)

③ カードの番号1に○があり、提供したい臓器が○で囲まれている場合であって、カードの番号3に○と×の両方を記載していた場合

↓ 〈該当する1.2.3.の番号を○で囲んだ上で
提供したい臓器を○で囲んで下さい〉

- ① 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
(×をつけた臓器は提供しません)

心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球・その他()

2. 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
(×をつけた臓器は提供しません)

腎臓・脾臓・眼球・その他()

3. 私は、臓器を提供しません。

署名年月日: 2004年 / 月 / 日

本人署名(自筆): 移植 太郎

家族署名(自筆): _____

(可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認の為に署名して下さい。)

(2) 提供したい臓器の記載に不備がある事例

① カードの番号1に○があり、提供したい臓器が○で囲まれていない場合

↓ 〈該当する1.2.3.の番号を○で囲んだ上で
提供したい臓器を○で囲んで下さい〉

- ① 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
(×をつけた臓器は提供しません)

心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球・その他()

2. 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。
(×をつけた臓器は提供しません)

腎臓・脾臓・眼球・その他()

3. 私は、臓器を提供しません。

署名年月日: 2004年 / 月 / 日

本人署名(自筆): 移植 太郎

家族署名(自筆): _____

(可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認の為に署名して下さい。)

(3) 本人署名の記載に不備がある事例

① 本人署名がない場合

↓ 〈該当する1.2.3.の番号を○で囲んだ上で
提供したい臓器を○で囲んで下さい〉

- ① 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器
を提供します。 (×をつけた臓器は提供しません)
 心臓 肺 肝臓 腎臓 脾臓 小腸 眼球 その他()
2. 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供
します。 (×をつけた臓器は提供しません)
腎臓・脾臓・眼球・その他()
3. 私は、臓器を提供しません。

署名年月日: 2004年 / 月 / 日

本人署名(自筆): _____

家族署名(自筆): _____

(可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認の為に署名して下さい。)

② カードの本人署名と家族署名の記載欄を書き間違え、逆に記載した場合

↓ 〈該当する1.2.3.の番号を○で囲んだ上で
提供したい臓器を○で囲んで下さい〉

- ① 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器
を提供します。 (×をつけた臓器は提供しません)
 心臓 肺 肝臓 腎臓 脾臓 小腸 眼球 その他()
2. 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供
します。 (×をつけた臓器は提供しません)
腎臓・脾臓・眼球・その他()
3. 私は、臓器を提供しません。

署名年月日: 2004年 / 月 / 日

本人署名(自筆): 佐藤 花子

家族署名(自筆): 移植 太郎

(可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認の為に署名して下さい。)

(4) 署名年月日の記載に不備がある事例

① 署名年月日に不備がある場合及び署名年月日の記載がない場合

↓ 〈該当する1.2.3.の番号を○で囲んだ上で
提供したい臓器を○で囲んで下さい〉

- ① 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器
を提供します。 (×をつけた臓器は提供しません)
 心臓 肺 肝臓 腎臓 脾臓 小腸 眼球 その他()
2. 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供
します。 (×をつけた臓器は提供しません)
腎臓・脾臓・眼球・その他()
3. 私は、臓器を提供しません。

署名年月日: 1996年 / 月 / 日

本人署名(自筆): 移植 太郎

家族署名(自筆): _____

(可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認の為に署名して下さい。)

↓ 〈該当する1.2.3.の番号を○で囲んだ上で
提供したい臓器を○で囲んで下さい〉

- ① 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器
を提供します。 (×をつけた臓器は提供しません)
 心臓 肺 肝臓 腎臓 脾臓 小腸 眼球 その他()
2. 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供
します。 (×をつけた臓器は提供しません)
腎臓・脾臓・眼球・その他()
3. 私は、臓器を提供しません。

署名年月日: 1970年 / 月 / 日

本人署名(自筆): 移植 太郎

家族署名(自筆): _____

(可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認の為に署名して下さい。)

↓ 〈該当する1.2.3.の番号を○で囲んだ上で
提供したい臓器を○で囲んで下さい〉

- ① 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器
を提供します。 (×をつけた臓器は提供しません)
 心臓 肺 肝臓 腎臓 脾臓 小腸 眼球 その他()
2. 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供
します。 (×をつけた臓器は提供しません)
腎臓・脾臓・眼球・その他()
3. 私は、臓器を提供しません。

署名年月日: 年 月 日

本人署名(自筆): 移植 太郎

家族署名(自筆): _____

(可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認の為に署名して下さい。)

臓器提供意思表示カードに関する作業班報告

平成16年10月14日

臓器提供意思表示カードに関する作業班

班長 新美 育文

- 1 臓器移植法第6条第1項及び同条第3項においては、脳死下臓器移植の要件として、臓器を提供する意思及び脳死判定に従う意思を書面により表示していることを要件としており、当該意思表示を行う媒体として臓器提供意思表示カード（以下「カード」という。）が用意されている。
- 2 カードの運用に当たっては、カードの形式性にのみにとらわれるべきではなく、また、カードは本人の生存中の意思を表示する書面ではあるが、その意思を正確に確認するため、カードのみでなく他の資料を用いることがあってもよい。
- 3 当作業班において、臓器移植法施行後7年間におけるカードの記載不備事例を参考に、臓器提供に係る書面による意思表示の法的有効性について検討した結果は、以下のとおりである。
 - (1) カードの記載に不備があるものの、脳死判定に従う意思及び臓器を提供する意思が表示されないと判断すべきであるという結論に至った事例
 - ① カードの番号に○がなく、提供したい臓器のみに○を付けていた場合
(根拠: 番号1に○はないが、提供したい臓器を○で囲んでいることから、脳死判定に従い、脳死後に臓器を提供するという前提のもとで、提供したい臓器が明確に示されていると考えられ、脳死判定に従う意思及び臓器提供を行う意思は表示されていると考えることが適当である。)
 - ② カードの番号3に○と×の両方を記載していた場合
(根拠: 番号1に○があり、提供したい臓器が明確に表示されていることから、番号3に○と×の両方が記載されていることについては、「番号3に○を付けたものの間違いに気づき×を付けた」と考えることが社会通念に照らして適当である。)
 - ③ カードの番号のみに○があり、提供したい臓器に○がない場合
(根拠: 提供を希望する臓器の意思表示は、法律上求められている「臓器を提供する意思表示」の内容を補完するものであると考えられるため、番号1に○があることにより、脳死判定に従い、脳死後にカードに記載されている臓器（心臓、肺、肝臓、腎臓、脾臓、小腸、眼球）を提供するという意思表示がされていると考えることが適当である。)

(2) カードの記載に不備があるものの、一律に書面の有効性が確認できないと判断すべきではないという結論に至った事例

① カードの本人署名と家族署名の記載が逆である場合

(根拠: 署名した家族を含め他者の証言により本人の意思表示であることが明らかである場合には書面の有効性が確認できるものとして取り扱うことが適当である。)

② カードの署名年月日の日付に不備がある場合及び署名年月日が未記入の場合

(根拠: カードの発行日以降にカードの記入が行われたことは自明であるので、一律に無効とはせず、カードの発行日以降に記入されたものとして取り扱うことが適当である。また、法律施行日前の日付のカードについて、法律施行日以降も所持していたことから、法律施行日以降も当該カードの記載内容の意思を有していたとして取り扱うことが適当である。)

(3) カードの記載に不備があるものについて、脳死判定に従う意思及び臓器を提供する意思が表示されていることには慎重になるべきという意見と、脳死判定に従う意思及び臓器を提供する意思が表示されていると判断すべきであると意見があった事例

① カードの番号、臓器ともに○がなく、番号1の「その他」の括弧内に「全部」又は「全臓器提供」等と記載された場合

「全部」と記載されていた場合については、「臓器を提供する」及び「脳死判定に従う」という意思表示が積極的に行われているとはいえないことから慎重に扱うべきという少数の意見に対し、「脳死下で臓器を提供する」という意思表示が積極的に行われていると判断しても良いのではないかという意見が多数を占めた。

「全臓器提供」と記載されていた場合については、「臓器を提供する」という意思表示が積極的に行われているといえるものの、「脳死判定に従う」という意思表示が積極的に行われているとはいえないという少数の意見に対し、「脳死下で臓器を提供する」という意思表示が積極的に行われていると判断しても良いのではないかという意見が多数を占めた。